

令和 6 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 1 1 月 ） 議 事 録

四 條 畷 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和6年11月20日（水）10時00分から10時45分まで

四條畷市役所 東別館第二附属棟 1階大会議室

2 出席委員

教育長職務代理者	山本 博資
委員	佃 千春
委員	尾崎 靖二
委員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

学校教育部長	阪本 武郎	社会教育部長	藤岡 靖幸
学校教育部次長兼		社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
学校教育課長	花岡 純	社会教育部副参事	賀藤 久道
教育総務課長	古市 靖之	文化・公民館振興	安田 美有希
教育総務課長代理	木邨 勇貴	課長兼公民館長	
兼主 任		図書館長兼主任兼	田中 学
教育支援センター長兼	金子 摂	田原図書館主任	
学校教育課指導担当課長		文化財課長	西岡 充
学校給食センター所長	谷口 直人	文化財課長代理兼主任	實盛 良彦

4 議事録作成者 教育総務課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第24号 いじめ重大事態調査について

議案 第25号 四條畷市立野外活動センター施設・設備等修繕計画の策定について

議案 第26号 四條畷市体育施設の施設・設備等修繕計画の策定について

議案 第27号 四條畷市立図書館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

報告 第17号 令和6年度四條畷市スポーツ・文化奨励賞の受賞者について

山本教育長職務代理者	現在、教育長が不在となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に基づき私が会議を主宰することといたします。 只今から 11 月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
古市教育総務課長	出席状況については、教育長職務代理者及び教育委員会委員全員にご出席いただいていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。
山本教育長職務代理者	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第 5 条第 2 号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。 本日の議事録署名者は、佐々木委員にお願いいたします。 議題に入る前に、議案第 24 号については個人情報保護の観点から四條畷市教育委員会会議規則第 9 条第 1 項の規定に基づき、秘密会にしたいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。 (「異議なし」の声)
山本教育長職務代理者	異議がないようですので、本案件については秘密会といたします。 また、議案第 24 号について、会議の円滑な運営の観点から、審議する議題の順番を変更し、その他の案件の終了後に議題として審議したいと思いますが、委員の皆さまこれに異議はございますか。 (「異議なし」の声)
山本教育長職務代理者	それでは議事に入ります。 議案第 25 号 四條畷市立野外活動センター施設・設備等修繕計画の策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	議案第 25 号 四條畷市立野外活動センター施設・設備等修繕計画の策定について説明いたします。教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 号の規定により、四條畷市立野外活動センター施設・設備等修繕計画を策定することについて、議決を求めるものでございます。 提案理由といたしましては、四條畷市教育振興基本計画の基本方針 5、学びを支える教育環境の整備を進めるにあたり、安心、安全な施設の整備を行うため、修繕を段階的かつ計画的に実施し、令和 6 年度以降直近 5 年間の修繕等の予算を確保するにあたり、四條畷市立野外活動センター施設・設備等修繕計画を策定したく本案を提案いたしました。

(神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長)	計画の概要について説明いたします。修繕計画案の1ページをご覧ください。まず、1、対象施設、機器設備、備品等について14点を記載しております。次に2ページでは、施設の老朽化状況としまして、1ページでお示した設備、備品や施設の老朽化状況についてまとめております。また、他の修繕計画と同様に直近4年間の修繕履歴を記載しておりますが、野外活動センターにおいては、1件の工事となっております。次に、3ページ、計画的に修繕工事を実施するため、判断指標として5項目、優先度を判断するため3段階評価を設け、4ページでは優先度得点の算定フローを定めております。5ページをご覧ください。4、改修、更新、新設予定工事の評価一覧としてまとめ、その算定フローから得点結果をまとめています。6ページでは工事の優先度、7ページには優先度に合わせて工事スケジュールを掲げております。以上、四條畷市立野外活動センター施設・設備等修繕計画について、ご審議をお願いいたします。
山本教育長職務代理者	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
佐々木委員	野外活動センターの算定フローによって評価されているのですが、利用している立場からすると、遊具の劣化具合が現在進んでいるので、これが割とランクとしては優先度としては下の方になっているところが少し違和感があります。対人危険度においてはBの評価ランクになっていますが、野外活動センター利用の年齢層の幅を見ても、高さがある部分もありますので、その部分は、もう一度検討なり、何か対応策をお伺いできたらと思います。
神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	劣化状況、対人優先度、利用障害度、劣化進行の可能性について、算定フローの方で算定させていただいております。現在遊具の方につきましては、ロープの修繕を検討しております。全体的な優先度を見た中で令和8年度と考えております。今後の劣化の進度によりましてはまた検討させていただきたいと思っております。
山本教育長職務代理者	他にご意見はございませんか。 (「なし」の声)
山本教育長職務代理者	ここでお諮りいたします。 議案第25号 四條畷市立野外活動センター施設・設備等修繕計画の策定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

山本教育長職務代 理者	異議がないようですので、議案第２５号については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 議案第２６号 四條畷市体育施設の施設・設備等修繕計画の策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
神本社会教育部次 長兼スポーツ・青少 年課長	議案第２６号 四條畷市体育施設の施設・設備等修繕計画の策定についてでございます。教育長に対する事務委任規則第１条第１号の規定により、四條畷市体育施設の施設・設備等修繕計画を策定することについて、議決を求めるものでございます。 提案理由といたしましては、四條畷市教育振興基本計画の基本方針５、学びを支える教育環境の整備を進めるにあたり、安心、安全な施設の整備を行うため、修繕を段階的かつ計画的に実施し、令和６年度以降直近５年間の修繕等の予算を確保するにあたり、四條畷市体育施設の施設・設備等修繕計画を策定したく本案を提案いたしました。
	計画の概要について説明いたします。修繕計画案１ページをご覧ください。 １、対象施設、機器設備、備品等について市民グラウンドを始め、８施設の屋外体育施設をあげております。次に３ページにかけて、８施設の設備・備品等について、施設ごとに記載しております。３ページの中段からは、２、老朽化状況としまして、１から３ページでお示した５年間で行うべき設備等の老朽化状況を中心にまとめております。屋外体育施設の計画では、グラウンドやテニスコートなどの借地等を活用していることなどの情報の記載をしております。また、屋内施設の計画との相違として、屋外体育施設の場合は、計画の５年間は工事を行う予定はないものの、今後、対策が必要となるフェンスやトイレなどの構造物、グラウンドの不陸などの設備とは異なる内容など課題をあげております。次に５ページでは、他の修繕計画と同様に、直近４年間の修繕履歴を記載しておりますが、体育施設としましては、２件の工事となっております。次に、６ページ、計画的に修繕工事を実施するため、判断指標として５項目、優先度を判断するため３段階評価を設け、５ページでは優先度得点の算定フローを定めております。７ページをご覧ください。４、改修、更新、新設予定工事の評価結果一覧として、算定フローから得点結果をまとめています。次に８ページでは、５、修繕工事に優先度をつけ、４件をあげております。令和６年度につきましては、市民グラウンドの防球フェンス工事を実施いたします。最後に９ページでは、令和１０年度の工事予定がないことから令和６年度から９年度の工事スケジュールおよび７として、今後の更新工事の予定金額を掲げております。以上、四條畷市体育施設の施設・設備等修繕計画について、ご審議をお願いいたします。
山本教育長職務代	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。

理者	
尾崎委員	9 ページにございます参考となっている予定金額の中で、市民グラウンド防球フェンス改修工事が2,039万円となっておりますので、これは他市の事例等から見ましても非常に安価なもので、半分以下であると思います。その理由や特色につきまして、3 ページにあります老朽化状況との関連もあるかと思うのですが、それについて教えていただければと思います。
神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	市民グラウンド防球フェンスにつきましては、現在ファールボールがフェンスの外に出ることによって、民家への被害があることがこれまでございました。その対応として、ファールボール対応のための一部のフェンスの設置等という改修工事になっております。
山本教育長職務代 理者	令和6年度に今の話がありまして、防球フェンス改修工事がされるということですが、予算措置及び購入スケジュールについて、説明をお願いします。
神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	防球フェンスの設置につきましては、工事は12月から1月に予定をしております。予算措置につきましては、6年度当初予算でいただいておりますが、そのうちの3分の2補助として、スポーツ振興くじ助成金をいただき実施する予定でございます。
山本教育長職務代 理者	他にご意見はございませんか。 (「なし」 の声)
山本教育長職務代 理者	ここでお諮りいたします。 議案第26号 四條畷市体育施設の施設・設備等修繕計画の策定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)
山本教育長職務代 理者	異議がないようですので、議案第26号については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 議案第27号 四條畷市立図書館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
田中図書館長兼主	議案第27号 四條畷市立図書館の管理・運営に関する規則の一部を改正

任 兼田原図書館主任	する規則の制定についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により、四條畷市立図書館の管理・運営に関する規則の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。 提案理由は、令和6年12月に更新予定の四條畷市立図書館の図書館情報システムにおいて、移動端末設備、いわゆるスマートフォンなどのモバイル端末の画面に利用者番号が表示できる機能が付加されることに伴い、同規則の改正が必要となることから本案を提案ものでございます。 改正する規則の概要をご覧ください。改正の理由は、ただいまご説明申し上げたとおりでございます。条例措置や関係課との調整は特になく、施行は令和6年12月1日といたく考えております。 次に、四條畷市立図書館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則（案）をご覧ください。具体的な改正文としましては、「3 図書館カードの交付を受けた者は、図書館カードに記載されている利用者番号を移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）に表示できる機能の利用を受けられることとし、本人の操作による利用者番号の表示を以て図書館カードの代替とすることができる。」でございます。 新旧対照表の旧の方をご覧ください。現在、貸出しを受けるためのツールとしては、第5条1項に定める図書館カードのみであります。この度のシステム更新において、スマートフォン等のモバイル端末に利用者番号、バーコードを伴うものが表示できる機能が付加されることに伴い、3項として改正案の文を加えることにより、端末に表示される利用者番号も図書館カードの代替として貸出しを受けられるようにするものでございます。以上の改正内容につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
山本教育長職務代理人	本件について何か質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	今ご説明いただいて、いわゆる、スマートフォン、モバイル端末において、全く、従来の図書カードと同じものが、そこで表示されるというシステムになっているということかと思えます。図書館が貸出しの時も端末のバーコードを読み取ることによって、貸出しもスムーズにいくということで、非常に便利であろうと思いますが、今後は、図書カードはなくしていき、これに統一をするというようなお考えもあるのでしょうか。
田中図書館長兼主任 兼田原図書館主任	モバイル端末への表示につきましては、まだまだモバイル端末、いわゆるスマートフォン等をお持ちにない方もたくさんいらっしゃると思いますので、あくまでもカードの代わりになるものという位置付けで考えております。

藤岡社会教育部長	少し補足しますと、選択肢を増やすという意味でもあり、端末を使えるということで、利用者の利便性を向上したいということで考えています。
山本教育長職務代理者	他にご意見はございませんか。 (「なし」 の声)
山本教育長職務代理者	ここでお諮りいたします。 議案第 27 号 四條畷市立図書館の管理・運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)
山本教育長職務代理者	異議がないようですので、議案第 27 号については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移ります。 報告第 17 号 令和 6 年度四條畷市スポーツ・文化奨励賞の受賞者についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	報告第 17 号 令和 6 年度スポーツ・文化奨励賞の受賞者について、四條畷市スポーツ・文化奨励賞を授与するにあたり、四條畷市スポーツ・文化奨励賞表彰要綱に基づき、受賞者を選出したことを報告いたします。受賞者一覧をご覧ください。 スポーツ奨励賞では、優秀な成績を収められました 宇治夢登さんをはじめ、個人 8 名、団体では、山田派糸東流修交会義心館四條畷南支部の 1 団体、また、長年にわたり、スポーツ団体の育成指導等スポーツの振興に寄与されました畑中美紗子さん、花岡正寛さんの 2 名。文化奨励賞では、優秀な成績を収められました個人では、藤田梨奈さん、山本梨乃さんの 2 名。団体では、秋田佳乃羽さん、秋田帆々美さんペアの 1 団体。また、長年にわたり本市の文化振興に寄与されました水上佐知子さん、田中由美子さんの 2 名を受賞者として選定いたしましたので報告いたします。
山本教育長職務代理者	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」 の声)
山本教育長職務代理者	それではその他の案件に移ります。事務局から説明をお願いします。

神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	スポーツ・青少年課から、なわてふれあい教室運營業務委託に係る公募型プロポーザル受託候補事業者の決定について、報告いたします。 受託候補事業者は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社近畿支店に決定いたしました。参加申込みのあった事業者1社のなか、10月25日には、1次審査を通過し、11月7日の2次審査では、総合評価300点満点中、技術評価点200点のうち、及第点6割の120点以上であるなか、当該事業者は159点でございました。また、価格評価100点のうち5年間で9億5499万6千円とし、4.5点の総合評価を163.5点とし、合格ラインを超過しているため、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社近畿支店を受託候補事業者として決定いたしましたので報告いたします。 なお、今後は、令和7年4月1日から令和12年3月末までの5年間の委託契約の締結をはじめ、現在の指導員等の継続雇用や事業者からの保護者説明会など、令和7年3月末までに引継ぎ等を行ってまいりたいと考えております。
山本教育長職務代理人	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理人	この事業者につきましては、他市の実績等あれば、お願いします。
神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	近隣としましては、守口市、東大阪市などで委託を受けてございまして、全国的にもかなり多くの実績を有する事業者でございます。
山本教育長職務代理人	他に事務局の方で何かありますか。
花岡学校教育部長兼学校教育課長	市立小中学校における11月の学級閉鎖の状況について、現時点での状況について報告いたします。小学校で1学級、学級閉鎖がありました。主な事由としては、マイコプラズマ肺炎となっております。
山本教育長職務代理人	それでは、次に移ります。 議案第24号いじめ重大事態調査について、秘密会といたします。 (秘密会)
山本教育長職務代理人	只今から会議を公開します。議案第24号については、原案のとおり可決

理者	することに決しました。それでは本日予定の案件の審議はすべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。
----	---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月28日

四條畷市教育委員会教育長職務代理者 山本 博資

四條畷市教育委員会委員 佐々木 弥生